

福岡県公報

平成二十七年六月九日
第三千七百号
増刊 ①

目次

規 則 (第四十一号・第四十二号)

- 福岡県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則 (畜産課)……………一
- 福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則 (総合政策課)……………一

再 掲

- 福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課)……………二
- 福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課)……………三
- 福岡県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課)……………三

正 誤

- 福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程 (平成二十七年四月七日福岡県公報第三千六百八十三号増刊①) 中正誤 (企業局)……………四

規 則

福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十七年六月九日

福岡県規則第四十一号

福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

福岡県知事 小川 洋

福岡県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第百六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、同条の表を次のように改め

る。

種 類	規 格
乳用種雄牛	家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第七條第一項の規定による等級の二級以上のもの
肉用種雄牛	同 右
種 雄 豚	一般社団法人日本養豚協会の種豚登録規程による登録を受けたもの

第四条中「第三十四条」を「第三十四条第二項」に、「飼育者」を「飼養者」に改め、同条第一号及び第二号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第三号中「あつては」を「あつては」に、「家畜授精卵移植成績報告書」を「家畜授精卵移植成績報告書」に改める。

様式第一号中「家畜人工授精(又は家畜人工授精及び家畜授精卵移植)講習会」と「家畜人工授精(家畜人工授精及び家畜体内授精卵移植・家畜人工授精並びに家畜体内授精卵移植及び家畜体外授精卵移植)に関する講習会」に改め、「(日本工業規格B5)」を削る。

様式第二号の備考6中「よつて」を「よつて」に改め、同様式中「(日本工業規格B5)」を削る。

様式第三号の備考2中「あつた」を「あつた」に改め、同様式中「(日本工業規格B5)」を削る。

様式第四号の備考5中「よつて」を「よつて」に改め、同様式中「(日本工業規格B5)」を削る。

様式第五号の備考5中「よつて」を「よつて」に改め、同様式中「(日本工業規格B5)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年六月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十二号

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則

福岡県総合計画審議会規則（昭和六十一年福岡県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別委員会）

第八条 審議会に、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、会長の命を受けて、特別の事項を調査審議する。

3 特別委員会は、特別委員をもって組織する。

4 特別委員会に委員長を置き、特別委員のうちから互選する。

5 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会務を総理する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特別委員）

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十七年五月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十八号

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七号中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」を加え、同条第八号の二中「掲げる施設（」の下に「同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、」を加え、「公共施設用地」を「公共施設用地」に改め、同条第十八号の十二中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第十八号の十三中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第二十五号の五中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「環境大臣若しくは」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十五の五の二 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十五の五の三 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十七条第二十五号の六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第二十五号の十一中「並びに」を削り、同号を同条第二十五号の十三とし、同条中第二十五号の十を第二十五号の十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第十七条第二十五号の九の次に次の一号を加える。

二十五の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二
 第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
 第十七条第二十六号を次のように改める。

二十六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さ十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

第十七条第二十七号の二中「通常行われる行為のために」を削る。
 第十七条の四第一号中「定める人数」の下に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数」を加える。

第二十一条中「第十四条第二項」の下に「、条例第二十五条第二項」を加える。
 様式第三十二号中「第十四条第二項」の下に「、条例第二十五条第二項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
 福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十九号

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハ(2)中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十四条において同じ。）」を加え、同号ハ(4)中「施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加える。
 第十三条第五号中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 第十四条第九号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
 第十五条第九号中ハをホとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
 第十五条第九号イの次に次のように加える。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第十五条第十二号イ中「第十二条の十一第一項第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改め、同号ト中「管理すること（）」の下に「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び」を、「工作物」の下に「（園内移動用施設である索道等を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

